

徳島県報

告示

徳島県告示第五百三十九号

徳島県青少年保護育成条例（昭和四十年徳島県条例第三十一号）第七条第二項の規定により、有害興行として、次のとおり指定する。

平成十八年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

告 示

○ 有害興行を指定する件（県民環境政策課青少年くらし安全室・五三九）

ページ 一

〈映画〉

番号	題 名	制 作（配給）会社	指 定 の 理 由
1	義母同窓会 ―息子を食べないで！―	新 日 本 映 像	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残虐性を助長することにより、その健全な育成を阻害するおそれがあるため
2	淫らな唇 ～痙攣～	新 東 宝 映 画	
3	未亡人女将 我慢できないの	オ ー ビ ー 映 画	
4	すけべ旅館 たつぷり濡らして	新 東 宝 映 画	

購読料 一箇月（送料共） 千七百円

発行 徳 島 県 印刷 徳島県教育印刷株式会社